

随意契約理由書

工事名：大阪府夕陽丘庁舎 昇降機（3号機）改修工事

理由

本工事は、昇降機（3号機）のかご枠及びレールを変更することなく、制御盤、巻上機、モーター及びドア開閉装置等を取り替えるものです。

本工事は、既存の監視盤でかごの監視を行うことから、当該昇降機の内部構造を熟知している必要があります。また、安全性を確保するためには、製造者である日本オーチス・エレベータ株式会社しか施工することができません。

当社から見積書を徴取したところ、その額が適正と認められたことから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約することとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。